

発生段階ごとの対策の概要

発生段階 6 主要 項目	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 町内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める 町内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 患者に適切な医療を提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減に変更 住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町対策連絡会において、国の基本方針及び県が実施する対策に基づく対応方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策連絡会において、国の基本方針及び県が実施する対策に基づく対応策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策連絡会において、国の基本方針及び県が実施する対策に基づく対応策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策連絡会において、国の基本方針及び県が実施する対策に基づく対応策の実施 対策の縮小・中止 対策の評価・見直し
2) 情報共有	一元的な情報発信、住民へのわかりやすい情報提供		同左	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波発生の可能性や備えについて情報提供 コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ コールセンター等の体制の縮小
3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策の周知 水際対策に伴う協力 	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、直接町民、事業者にもまん延防止対策の徹底を周知・要請する 病院、高齢者施設、多数の者が居住する施設の感染対策強化 水際対策に伴う協力 ★外出自粛要請 ★施設の使用制限 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県と連携し、直接町民、事業者にもまん延防止対策の徹底を周知・要請する
4) 接種 予防	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備・開始 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備・開始 住民接種の準備・開始 ★住民に対し、特措法、予防接種法(第6条第1項)に基づく臨時予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 新臨時予防接種の実施(予防接種法第6条第3項) ★住民に対し、特措法に基づく予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新臨時予防接種の維持(予防接種法第6条第3項) ★住民に対し、特措法に基づく予防接種を実施
5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> 国の情報に基づく新型インフルエンザ等の症例定義の関係機関への周知 県及び保健所設置市が設置する帰国者・接触者相談センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、帰国者・接触者相談センターの周知 患者が増加してきた段階においては国からの要請を踏まえ、一般の医療機関でも診療することの周知 	同左に加え <ul style="list-style-type: none"> 県内感染期においては、帰国者・接触者相談センターが業務を中止し、一般医療機関での診療となることの周知 在宅で療養する患者への支援 ★国と県が連携して行う、臨時の医療施設設置及び医療提供の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ★必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止
6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 町内事業者への感染対策実施の準備要請 遺体の火葬・安置施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 町内事業者への感染対策実施の開始要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないよう要請 ★水の安定供給 ★事業者のサービス水準に係る町民への呼びかけ ★生活関連物資等の価格の安定に関する要請 	同左に加え <ul style="list-style-type: none"> ★各事業者における事業継続の状況等を確認し、県の対策に協力 ★特措法に基づく埋葬・火葬の特例措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売り惜しみが生じないよう要請

(注) 発生段階はあくまで目安に過ぎず、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期

・行動計画の作成(国、県、地方公共団体、指定(地方)公共機関) / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチン接種体制の整備 / ・地域医療体制の整備